

松江市社会福祉法人設立認可等及び施設整備審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人等の設立認可等及び施設整備について、当該法人及び施設整備の適格性、妥当性を審査するために、社会福祉法人設立認可等及び施設整備審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置する。

(審査事項)

第2条 審査委員会は次に掲げる事項を審査する。

- 1 社会福祉法人の設立及び解散の認可、又は認定に関すること。
- 2 民間公益補助による施設整備に関すること。
- 3 社会福祉連携推進法人の認定及び認定取消しに関すること。
- 4 その他、委員長が特に必要と認めたもの。

(組織)

第3条 審査委員会は、別表に掲げる職員を委員として組織する。

(委員長等)

第4条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、健康福祉部長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 審査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、健康福祉総務課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 松江市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置要綱(平成 21 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

審査委員会委員	健康福祉部長、子育て部長、健康福祉部次長、健康福祉総務課長、家庭相談課長、障がい者福祉課長、生活福祉課長、介護保険課長、子育て政策課長、子育て支援課長及び安心子育て推進室長
---------	--